

「令和7年度芸術の森コンピュータ室1及び4システム」に関する質問書への回答

No	質問	回答
1	<p>仕様書6 性能、機能以外に関する仕様にて契約満了時に再リース又は買取となる場合が想定されています。通常ソフトウェアに関しては賃貸借期間中の使用権許諾がリース会社に与えられているのみです。再リースまたは買取のご判断時には当社のみならず、ソフトウェアメーカー様ともご協議頂けると認識させて頂いてよろしいでしょうか。</p>	<p>ご認識のとおりで問題ございません。</p>
2	<p>同、機器撤去時は、機器内部に記録されているデータの消去を受託者が負う旨記載があります。当該賃貸物件がモバイルデバイス管理（MDM）等を利用する場合、契約が満了し対象機器を撤去・引上げを行います。MDM（クラウド等のネットワーク内）上での情報管理・消去責任は受託者は負わないという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご認識のとおりで問題ございません。</p>
3	<p>契約書第11条（保険加入）：賃借物品について期間中、動産総合保険に加入する旨の記載がありますがソフトウェアについては、付保しない（できない）という認識でよろしいでしょうか。また、動産総合保険は、「偶然かつ外来による事故」を付保対象（保険範囲）としています。通常の使用・損耗による機器故障については、発注者さまのご負担という認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご認識のとおりで問題ございません。</p>